平成２２年（フ）第２１７９号
愛知県清須市西枇杷島町下新92番地　サン・ドミール103
破産者　竹田商店こと　片桐　正夫(旧姓竹田)
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０２９号
名古屋市北区水切町５丁目69番地の２　サンハイツ杉栄102号
破産者　中園　政義
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５５号
愛知県春日井市町田町２丁目65番地　ファイン町田206号、開始決定時の住所名古屋市守山区大字下志段味字濁り池1717番地の１　グランツヒル101号
破産者　オカダ建装こと　岡田　美好
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０４号
千葉県南房総市千倉町瀬戸2944―20　ミラマール千倉604号、住民票上の住所愛知県愛知郡長久手町大字岩作字中立花45番地１
破産者　松葉美佐子
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４３６号
名古屋市港区港陽１丁目９番10号　レオパレス港陽205号
破産者　吉田　三樹
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５３７号
名古屋市緑区大清水２丁目1501番地　サンキマンション106号
破産者　竹内　英士
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８０１号
名古屋市中川区打出１丁目68番地　市営打出荘２棟607号
破産者　村井　伸次
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８０２号
名古屋市中川区打出１丁目68番地　市営打出荘２棟607号
破産者　村井　昭枝
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８５１号
名古屋市北区長喜町３丁目19　名北ビル305号、住民票上の住所名古屋市北区志賀町５丁目１番地　市営東志賀荘２棟228号
破産者　伊藤亜紀子
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６３５８号
堺市美原区さつき野西３丁目17番地９
破産者　玉那覇正和（旧姓淵脇）
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５４１号
大阪市東住吉区北田辺４丁目15番20号　フジビルトモア駅前並木通り302号、開始決定時の住所大阪府松原市小川１丁目16番17号
破産者　雑賀　宗清
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８５２号
大阪府豊能郡豊能町希望ケ丘４丁目７番地の11
破産者　小林　俊弘
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１３８号
大阪府八尾市光町２丁目28―１ネオドブール八尾301号、開始決定時の住所大阪府八尾市東山本町３丁目１番43―202号
破産者　上村　　弘
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４３５号
大阪府豊中市服部西町２丁目４番６号
破産者　上田　雅司
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７６３号
和歌山県海草郡紀美野町動木482―14、開始決定時の住所大阪府東大阪市岸田堂西２丁目11番13号　ロイヤルハイツ302号
破産者　西川　公人
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０９３号
大阪府寝屋川市点野１丁目23―１リバージュⅡ406、開始決定時の住所大阪府寝屋川市池田北町４番16号
破産者　仲村　俊信
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２４号
大阪市阿倍野区阪南町５―10―27　西田辺シャンティール501号室、住民票上の住所大阪市住吉区大領３丁目２番３号
破産者　塩川加代子
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部